

定数も下げてもらふことで、その分の県のお金をほかの学年に回せるようになり、いろいろな加配措置ができるようになると思われるとの答弁を受けました。

また、委員からは、35人の根拠は何かとの質疑がなされ、教育長からは、根拠というのは難しいが、山形県がさんさんプランを始めるときに一番議論をしたところだと思う。40人から33人になっての大きな違いは、一人一人の発言の機会がふえ、子供の様子を確認することも濃密になることである。結果として、欠席率の低下、不登校児童の減少、学力の向上に大きく結びついていると感じているとの答弁を受けました。

討論に入り、委員からは、昨今の教育事情はさまざまな課題を抱えており、学力の低下も言われている。また、それ以前に、人として人とどうかかわるかというコミュニケーションの力の改善ということも教育界の中で大きく求められている。そういう中で40人から35人以下の学級編制を全学年にわたって実施することは、子供のコミュニケーション能力の改善に有効な力となることはもとより、学力の面においても、教師が子供たち一人一人を注意深く見て指導できる環境づくりにも資すると思ひ、この請願に賛成するとの意見が出されました。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

なお、後刻意見書を提出をさせていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第82号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6、請願第8号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第82号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第8号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善についての1件について、文教委員長長の報告は、採択であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 おはようございます。

平成24年第5回市議会定例会において、厚生

常任委員会に付託になりました議案4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第76号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、株式会社セロン東北を指定管理者に指定し、長井市緑が丘斎場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、セロン東北という会社は、そもそも何を主な業務としているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、セロン東北については、もともと警備保障、防犯がメインであるが、警備管理を頼まれている経営体からさまざまな業務を委託され、多岐にわたっている。山形市内では、保育園の運営まで手がけているようだ。また、ビルの清掃も相当手がけており、警備、清掃、メンテナンスなどの分野に進出しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、今回指定管理者制度を導入するに当たり、新たな雇用も見込まれると感じているが、火葬炉の運転業務3名の雇用ということになるのか。その他、関連部分での雇用についてはどうなるのか。別の職員を会社から派遣するというのではないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、火葬炉運転業務3名については、清掃や接客サービス、簡単な除雪や除草、植木の手入れなど、できる限りこの常勤の職員で維持管理も行い、火葬炉の運転業務だけではないと捉えている。ただし、難しい業務は委託になるという計画である。これまでのシルバー人材センターの場合は、火葬がある時間など、必要な時間だけ常駐するという体制だったが、常勤体制の中で清掃や設備のメンテナンスなどもしっかりやりたいというのがセロン

東北の方針だと聞いているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、収支予算書を見ると、これまでのシルバー人材センターへの委託料と比べ大きくなっているが、これが本来の姿だろうと感じている。この委託料の額については、課長はどのように考えているのか。また、もう1社の収支予算書については、セロン東北と比べるとどういった特徴があったのかとの質疑がなされ、市民課長からは、委託料の額については、新たに自動ドアの保守点検や空調設備・ロス内換気扇等点検が計上されている。メンテナンスを得意としている会社なので、この辺は必要だろうということで提案された予算である。また、人件費も上がっており、これまでよりも委託料は上がっている。もう1社の予算書と比較すると、人件費についてはパート職員ということで、セロン東北よりも100万円ぐらい低く、また120万円ほど研修費として計上しているところが大きな特徴であったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、勤務体制について、定休日が月間2日とあるが、現在は年始2日だけ休んで、あとは全部やることになっている。今回このようにしたのは、実情として友引の日の火葬がないということで、従前と何も変わらないという判断なのか。また、火葬後の灰の後始末は、従前どおり他の業者に委託するのかとの質疑がなされ、市民課長からは、年間通して毎日運営すると休みがなかなかとれず、人材確保の面から考えると、定休日をしっかり確保した上で優秀な人材を集められないかということを考えて。実際の運用を見ると、友引の日の火葬はほとんどなく、月2日の定休日を設けても大きな問題は出ないだろうと考えた。灰の処理については、灰を売却しているところもあるが、売却するのではなく、最後まで責任を持って叩ってもらえる業者に委託したいと考えている。指

定管理者の業務に灰の処理を含めると、どのように処理されるのか心配なので、これまでどおり市で入札して灰の処理を委託したいと考えているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、指定管理者制度を導入することにより、時間外の火葬受付業務の委託料の額はこれまでと比較してどうなるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、これまでもセロン東北に業務委託をしており、委託料についてもこれまでと同額であるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、休日は日直が従来どおり受け付けをするということでのよいのかとの質疑がなされ、市民課長からは、指定管理者制度を導入しても、これまでと同様、土日・祝日については日直が受付するように考えているとの答弁を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市豊田児童センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、社会福祉協議会は民間組織かとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、国の認可を受けて、特に地域の福祉の担い手として運営する社会福祉法人であり、民間組織と捉えているとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、職員体制については、正職員6名、臨時職員6名の12名体制で運営すると聞いているが、市直営のときは市の保育士を上回る数の臨時職員で運営をしていて、それではよくないので、きちんとしたところで雇用をして長井市の保育を展開してもらおうと議会で議論してきた経過がある。しかし、現状は合

っていないし、今回の豊田児童センターの運営は、その考え方には合致しないと感じているが、どのように認識しているのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、今回豊田児童センターの指定管理者をお願いするに当たり、館長、主任、クラス担任の職員については全て正職員で対応してほしいと申し上げている。ただ、2歳児については、基本的に流動性が高いので、その対応については人数の状況に応じて臨時保育士でもやむを得ないと考えている。また、障がい児対応等で臨時職員の配置を考えている。学童クラブについては、午後からの対応なので、指導員としては、市と同様に臨時職員で対応せざるを得ないと考えている。社会福祉協議会の全体的な保育士の状況については、非常に臨時職員の割合が高くなっているのので、社会福祉協議会の会長と面談する場合は、市長からもできるだけ若者の雇用、保育の質の向上も含めて、正職員を採用し対応してほしいと申し上げているとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、館長や主任、クラス担任だけが正職員というのはよくないと思う。豊田児童センターを運営する職員構成は6人では足りないはずである。長時間保育も実施しているので、この人数だけでは運営できないのは当初からわかっているはずであるが、どうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、正職員で適正な対応をとっていただくことをお願いしている。早朝保育あるいは延長保育については、正職員1名にパートの補助の方が対応し、全体の勤務シフトの中で対応可能だということを聞いているとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、豊田児童センターには園庭として整備しているところとかつての園庭があって、そこは指定管理の団体とどういう話をしているのか。以前、園庭としていたところはきちんと維持管理されていないが、そこはどのように管理していくのかとの質疑がなされ、

子育て支援課長からは、基本的には今の園庭の部分について、指定管理の範囲として話をしており、解体したエリアの部分については十分な協議をしていなかった。そこも含めて管理をしてもらうことで対応したいと思うとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、豊田、伊佐沢、致芳の各児童センターの指定管理者選定審査結果集計表を見ると、審査項目によっては低い点数があり、改善すべき点が多くある。最初に指定管理者に指定したときから何年か経過しても同じ指摘を受けているが、そういう組織が本当にふさわしいと言えるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、実際に指定管理者として指定された後の評価については、保護者からの信頼も非常に厚く、児童にとっても良好な保育環境が提供されていると捉えている。ただ、課題は正職員配置の部分で、社会福祉協議会全体で新たに十分な採用をしない中で正職員の保育士を児童センターのほうに配置すると、保育所本体のほうに逆に正規保育士の配置が手薄になる。社会福祉協議会全体の保育士採用のあり方について、指定管理の部分だけでなく、保育所についても改善をお願いできればと思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、致芳児童センターも伊佐沢児童センターもそうであるが、実際に父母からの信頼は厚いし、子供たちだって良好な保育サービスは受けている。それはなぜかと言えば、社会福祉協議会の力ではなく、現場の職員が日々一生懸命頑張っているからである。毎日子供と接している正職員、臨時職員、パートの保育士さんであろうが、一生懸命である。だからこそ、社会福祉協議会本体がもっときちんとしてもらわなければならないと思う。そこは誤解しないでもらいたいし、改善を求めていかなければならないと思うが、どうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、市としても可能

な限り正職員を雇用して保育に当たってほしいと申し上げている。ただ、文書での改善要求等の対応については上司と相談したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、臨時職員の身分の不安定さが保育業務に影響することはよくないため、社会福祉協議会の職員になることが大前提だったわけである。それが守れないのであれば、市としてきちんと守らせることが必要である。そこで浮いたお金を内部留保しても、決して健全な経営とは言えないと思うが、どうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、市直営のころは非常に臨時職員が多いということで、その改善も含めて社会福祉協議会に移管したと聞いている。そういう状況を踏まえ、市としても社会福祉協議会に対して、可能な限り正規職員の保育士を雇用して適正な保育に当たってほしいと申し上げているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、本来市が直営で展開しなければならない保育事業について、社会福祉協議会に非公募で指定管理者として指定して運営させる方法は、本来あるべき姿から逸脱している。その中身は、国・県の公社・公団とほぼ同じような組織に、行政でかかる経費より安く仕上げるためにその組織を使う構図であり、一つの自治体の固有の業務を委ねるというやり方は改めなければならない。これは過去に社会福祉協議会から保育の部門を長井市に逆移管したという経過からも明らかである。もう一つは、議会が意図したところと全く違う運営形態になっているおかしさである。そこで働く人に対する差別があってはいけないし、そのことが保育の質にかかわってはならないということも含めてこれまで指摘があったわけだが、実態は、市が直営で運営していたころと同じで、正職員と臨時職員の数がほぼ同じという状況になっている。このまま放置はできない。早期に直営に戻

して、その中で市が本当に子育て、保育業務についてはきちっとみずから実践し、責任を負っていくという体制こそ大事なことであり、これから長井市が求めていく姿だと確信しているので、この指定管理者の指定には反対であるとの意見が出されました。

また、委員からは、社会福祉協議会の事業計画書を見ると、ほかにこの業務を受けることができる団体・組織があるのかと考えたときに、今までののはなぞの保育園や児童センターの実績などを評価すると、社会福祉協議会が指定管理者として妥当であると考えられるので、この提案に賛成であるとの意見が出されました。

また、委員からは、はなぞの保育園の移管当時、厚生常任委員会での長時間にわたる議論の末に、苦渋の選択として最終的な結論を出した。その当時の思いとして、保育士の処遇改善を図り、保育業務にかかわる保育士の心理的な安定感を保つことにより保育業務がよりよくなっていくという前提があったはずである。これが守られていないことを聞くと、非常に憂えるものがある。しかしながら、今日まで保育園や児童センターの運営を手がけてきているわけなので、ノウハウは十分持っていると思う。さまざまの指摘があった課題を解決し、負託にこたえられる保育環境を整えていただきたいと申し上げながら賛成するとの意見が出されました。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市交通指導員報酬について、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、交通指導の時間は約1時間と聞いているが、時間帯は決めているのか。また、指導員が学校登校日を把握していないときがあるが、連絡・調整はどうなってい

るのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市内9カ所の指導をお願いしているが、学校から離れているところとそうでないところで子供たちが通る時間が違うので、子供たちが通り始めて通り終わるまでの時間帯を1時間と設定してお願いしているので、統一はしていない。学校が休みの日あるいは行事の日については、市民課から年間予定表を送付しているが、1年分なので、周知・徹底されていないかもしれない。直接学校から指導員に連絡が行くところと行かないところもあるので、今後きめ細かく連絡するように注意したいとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 長井市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市地域福祉基金条例の助成事業の対象について、高齢者の保健福祉事業に限定せず、障がい者や子育て支援等福祉事業全般に拡大する所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、平成7年と平成8年に行った基金の助成については、これは明らかに条例違反であり、本来あってはならず、遺憾である。当局としてまず反省し、今後絶対しないという表明が必要であると思うが、どのように感じているかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、そのようなことは条例違反であり、深く反省しているとの答弁を受けたところがあります。

さらに、委員からは、この助成は他の補助金などと重複して受け取ることができるのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、規程では、本市、国及び県からの補助金などの交付を受けている事業は、原則として対象としないとしているとの答弁を受けたところであり

ます。

さらに、委員からは、今回大きく違うのは、審査委員会を設置することである。これはよいことだが、市の内部だけで決めるような形であり、本当にこれでよいのか疑問である。例えば、民生委員の代表であるとか、民間の方にも入ってもらって判断する審査委員会にしたほうがよいのではないかと感じるが、どうかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、審査委員会の規程については庁議の中で意見があり、このような形となったが、民間の代表に入ってもらうことも考えられる。まだ審査委員会を設置したわけではないので、検討の余地はあるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第76号 指定管理者の指定についてから日程第10、議案第81号 長井市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第76号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。よって、議案第76号は、厚生委員長報告のとおり決定い

たしました。

次に、日程第8、議案第77号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。よって、議案第77号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第78号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第81号 長井市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は、厚生委員長の報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長